

# 独立行政法人放射線医学総合研究所の平成19年度に係る業務の実績に関する評価 全体評価

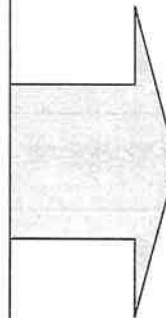
## ①評価結果の総括

- (i) 放射線医学総合研究所は、放射線の人体影響とその予防、放射線の医学的応用という使命に向かって、着実に優れた業績を挙げつつある。
- (ii) 重粒子線によるがん治療は、治療患者数を大幅に増加し、骨軟部腫瘍など難治性腫瘍に優れた成績を挙げ、国際的に高い評価を得た。分子イメージングの研究は新しいRI標識PETプローブを開発すると同時に、アルツハイマー病の研究で大きな進展をみた。
- (iii) 放射線安全研究、緊急被ばく医療研究はともに国民的関心の高い領域である。セミナーの実施、書籍の編集、教育指導の全国的展開など積極的に取組が行われた。今後は生物に対する放射線の影響や放射線治療のデータベースの充実に力を入れるとともに、放医研全体としての連携体制を整えるべきである。
- (iv) 業務運営の効率化、財務内容の改善等に関しては、全体としては計画に沿った対応がなされており、病院経営の効率化、外部資金の獲得、随意契約の見直し、国際対応機能の強化に関して改善が見られた。一方研究費の不適切な使用や法令上の手続きについての問題が判明したことから、関係する業務体制の改善が必要である。また人事制度に関しては、裁量労働制の早期導入に向けて検討すべきである。

＜参考＞ ・業務運営の効率化： B                      ・業務の質の向上： S                      ・財務内容の改善： B                      等

## ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 重粒子線がん治療研究の適応拡大を図ると同時に、疾患別・部位別に照射手法の最適化を図る研究が必要である。
- (ロ) 緊急被ばく医療対策については、放医研の全体の重要なプロジェクトとして戦略を立てる必要がある。
- (ハ) 研究費の不適切な使用、安全管理上の手続き等法令に定められた手続きの不備等に対し、業務の改善が必要である。



## ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 他治療法との比較試験による適応の明確化に努め、重粒子線治療をEBM（根拠に基づく医療）として確立するための研究を継続すべきである。
- (ロ) 放射線安全研究および緊急被ばく医療研究については、国民の放射線安全に対するニーズに応えるために、各センターの連携のもとに重点的に取り組むべきである。
- (ハ) 研究費の不適切な使用等の諸問題に関しては、徹底的な原因究明と、抜本的再発防止対策を行うべきである。

## ④特記事項

原子力発電の意義が再認識されつつある今、放射線の安全に関する研究への国民の関心は高まっている。放医研はその期待に応えて研究を進める必要がある。

放射線医学総合研究所作業部会 委員・臨時委員名簿		
委員	栗原 和枝	東北大学多元物質科学研究所教授
臨時委員、主査	黒木 登志夫	日本学術振興会学術システム研究センター副所長
臨時委員	日下部 きよ子	東京女子医科大学医学部放射線科教授
臨時委員	小原 雄治	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事
臨時委員	高倉 かほる	前 国際基督教大学教養学部理学科教授
臨時委員	大倉 久直	前 茨城県立中央病院院長
臨時委員	東嶋 和子	科学ジャーナリスト
臨時委員	鈴木 信邦	新日本製鐵株式会社技術開発本部技術開発企画部部長
臨時委員	酒井 邦夫	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院院長

# 独立行政法人放射線医学総合研究所の平成19年度に係る業務の実績に関する評価

## 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	A	S			
1-1. 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等					
[1]放射線に関するライフサイエンス研究領域					
(1)放射線に関するライフサイエンス研究					
A. 重粒子線がん治療研究	S	S			
①重粒子線がん治療の高度化に関する臨床研究	S	S			
②次世代重粒子線照射システムの開発研究	S	S			
③放射線がん治療・診断法の高度化・標準化に関する研究	A	A			
④成果の普及及び活用	A	A			
B. 放射線治療に資する放射線生体影響研究	A	A			
①放射線治療に資するがん制御遺伝子解析研究	A	A			
②放射線治療効果の向上に関する生物学的研究	A	A			
③網羅的遺伝子発現解析法の診断・治療への応用に関する研究	A	B			
④成果の普及及び活用	B	A			
C. 分子イメージング研究	A	S			
①腫瘍イメージング研究	A	A			
②精神・神経疾患イメージング研究	S	S			
③分子プローブ・放射薬剤合成技術の研究開発	A	A			
④次世代分子イメージング技術の研究開発	A	A			
⑤成果の普及及び活用	A	A			
(2)知的財産の権利化への組織的取組み強化	A	A			
[2]放射線安全・緊急被ばく医療研究領域					
(1)放射線安全・緊急被ばく医療研究					
A. 放射線安全研究	A	A			
①放射線安全と放射線防護に関する規制科学研究	A	A			
②低線量放射線影響年齢依存性研究	A	A			
③放射線規制の根拠となる低線量放射線の生体影響機構研究	A	A			
④放射線安全・規制ニーズに対応する環境放射線影響研究	A	A			
B. 緊急被ばく医療研究	B	B			
①高線量被ばくの診断及び治療に関する研究	B	A			
②放射線計測による線量評価に関する研究及びその応用	B	B			
(2)放射線に関する知的基盤の整備	A	A			
[3]基盤技術の研究、共同研究、萌芽的研究・創成的研究					
A. 基盤技術の研究	A	A			
B. 共同研究	A	A			
C. 萌芽的研究・創成的研究	A	A			
1-2. 研究成果の普及及び成果の活用の促進	A	A			
2. 研究活動に関連するサービス					
[1]施設及び設備の共用	A	A			
[2]人材育成	A	A			
[3]国際協力および国内外の機関、大学等との連携の推進	A	A			
[4]行政のために必要な業務	A	S			

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	A	B			
0-1. 一般管理費の削減、業務の効率化	A	A			
0-2. 人件費削減	A	A			
0-3. 給与構造改革	A	A			
1. 研究組織の体制のあり方	A	C			
2. 企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化	A	C			
3. 効果的な評価の実施	A	B			
4. 管理業務の効率化	A	C			
5. 国際対応機能	B	A			
6. 緊急被ばく医療業務の効率化・適正化	A	A			
7. 研究病院の活用と効率的運営	A	A			
8. 技術基盤の整備・発展	A	A			
9. 人事制度	B	B			
10. 内部監査体制の充実・強化	A	C			
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項	A	B			
1. 外部研究資金の獲得	A	A			
2. 自己収入の充実	A	A			
3. 経費の効率化	A	C			
4. 資産の活用状況などについての評価	A	A			
Ⅴ. 予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途等	A	B			
1. 予算、終始計画、資金計画	A	C			
2. 短期借入金の限度額	—	A			
3. 剰余金の使途	A	A			
Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項	A	B			
1. 施設、設備に関する長期計画	S	C			
2. 人員について	A	A			
3. 人事について	B	A			

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)  
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収入						支出					
運営費交付金	13,699	13,519	13,300	13,139	12,850	運営費事業	14,771	14,584	16,477	14,614	15,346
施設整備費補助金	620	310	290	380	1,644	人件費	3,956	3,776	3,773	3,747	4,021
自己収入	1,102	1,891	1,942	2,263	2,574	業務経費	10,814	10,808	12,703	10,866	11,324
受託事業収入等	1,597	1,869	2,368	1,454	1,520	施設整備費	5,009	310	289	380	1,631
無利子借入金	3,953	979	-	-	-	受託事業等(間接経費含む)	1,597	1,869	2,368	1,454	1,520
施設整備資金貸付金償還時補助金	-	5,719	-	-	-	施設整備資金貸付金償還費	-	5,719	-	-	-
計	20,974	24,289	17,902	17,237	18,589	計	21,378	22,483	19,135	16,449	18,498

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※18年度予算分に対して19年度消化した額が決算金額に含まれております。その金額は、施設整備費(平成18年度補正予算)1,277,266千円です。

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
費用						収益					
経常費用						運営費交付金収益	12,353	11,285	11,907	10,530	11,581
人件費	4,885	4,827	4,901	5,086	5,431	受託事業収入等	1,597	1,869	2,368	1,454	1,520
業務経費	7,295	7,111	7,581	6,838	7,944	その他の収入	1,088	1,898	1,947	2,278	2,479
受託事業費(間接経費含む)	1,597	1,869	2,368	1,454	1,520	資産見返運営費交付金戻入	442	675	959	1,167	1,262
減価償却費	3,554	3,027	3,085	2,817	2,787	資産見返物品受贈額戻入	1,947	1,351	1,009	977	969
財務費用	27	17	21	17	14	臨時収益	481	12	91	231	689
臨時損失	469	12	91	231	689						
計	17,828	16,867	18,049	16,444	18,391	計	17,911	17,093	18,286	16,640	18,502
						純利益	83	225	237	195	111
						積立金取崩額	-	-	-	5	5
						総利益	83	225	237	201	117

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成19年度の臨時損失が前年度より増額しているのは、内部被ばく実験棟プルトニウムグローブボックスの撤去解体工事が増額があり、固定資産撤去損が発生したため。

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	14,233	14,420	14,524	14,638	14,858	業務活動による収入	16,424	17,465	17,792	17,034	17,168
投資活動による支出	5,596	3,436	3,516	2,948	1,829	運営費交付金による収入	13,699	13,519	13,300	13,139	12,850
財務活動による支出	672	532	428	392	317	受託事業収入	1,548	1,918	2,377	1,492	1,530
翌年度への繰越金	3,881	4,247	4,049	4,161	5,969	自己収入	1,176	2,026	2,114	2,402	2,573
						投資活動による収入	308	311	480	1,058	1,644
						定期預金の払戻による収入	-	-	163	388	-
						有形固定資産の売却による収入	-	-	2	-	0
						投資その他資産の回収による収入	-	-	4	-	-
						施設整備費による収入	308	311	310	670	1,644
						財務活動による収入	3,953	979	-	-	-
						無利子借入金による収入	3,953	979	-	-	-
						貸付金償還時補助金による収入	-	-	-	-	-
						前年度よりの繰越金	3,696	3,881	4,247	4,049	4,161
計	24,384	22,636	22,519	22,142	22,974	計	24,384	22,636	22,519	22,142	22,974

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産						負債					
流動資産	4,916	5,130	5,094	4,512	6,387	流動負債	7,879	5,101	4,799	4,576	6,254
固定資産	43,871	41,421	40,631	37,952	36,622	固定負債	14,490	11,181	12,079	11,371	10,455
						負債合計	22,370	16,283	16,879	15,947	16,710
						資本					
						資本金	33,648	33,648	33,648	33,648	33,648
						資本剰余金	-7,394	-3,768	-5,427	-7,347	-7,677
						利益剰余金	163	388	625	216	328
						(うち当期未処分利益)	83	225	236	201	116
						資本合計	26,417	30,268	28,846	26,517	26,299
資産合計	48,787	46,551	45,725	42,465	43,009	負債資本合計	48,787	46,551	45,725	42,465	43,009

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
I 当期末処分利益					
当期総利益	83	225	237	201	117
前期繰越欠損金	-	-	-	-	-
II 利益処分類					
積立金	83	225	236	189	112
独立行政法人通則法第44条第3項により					
主務大臣の承認を受けようとする額					
研究促進開発等積立金	-	-	-	11	4

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)  
収益の主な項目は、病院収益及び特許収益である。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
役員	5	5	5	5	5
定年制研究職員	158	141	137	132	142
定年制事務職員	118	109	113	120	120
定年制技術職員	3	10	12	15	16
定年制医療職員	70	73	75	77	79
任期付研究職員	16	21	24	14	5
任期制フルタイム職員 (15~17年度は常勤的非常勤職員)	123	148	156	171	166

※職種は法人の特性によって適宜変更すること ※年度末現在  
※評価の便宜を図るため適宜情報を追記することは可

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人放射線医学総合研究所の平成19年度に係る業務の実績に関する評価  
(項目別評価シート)

中期計画の項目	5段階評価	評価委員による主な意見
I. 前文		
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	(質の向上) S	放医研のミッションに沿った優れた研究成果をあげている。
1-1. 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等		
[1] 放射線に関するライフサイエンス研究領域		
(1) 放射線に関するライフサイエンス研究		
A. 重粒子線がん治療研究	S	重粒子線治療についての国際的評価が確立された。
①重粒子線がん治療の高度化に関する臨床研究	S	治療体制や治療方法の改良を図り、治療が当初目標以上に増加している。骨軟部肉腫等難治性腫瘍の治療成績が向上し、国際的評価が確立した。
②次世代重粒子線照射システムの開発研究	S	呼吸同期三次元スキャンニング等の要素技術の開発は計画以上に進捗しており、非常に評価できる。
③放射線がん治療・診断法の高度化・標準化に関する研究	A	着実に成果が上がっている。
④成果の普及及び活用	A	国際的な評価が高まりつつある。
B. 放射線治療に資する放射線生体影響研究	A	基礎的研究としては進展しているが、一部に放射線治療の観点からの戦略見直しが必要である。
①放射線治療に資するがん制御遺伝子解析研究	A	前立腺がんの晩期障害発生リスクと関連するSNPマーカーを同定した。
②放射線治療効果の向上に関する生物学的研究	A	基礎研究として着実に進んでいる。
③網羅的遺伝子発現解析法の診断・治療への応用に関する研究	B	次世代シーケンサの実用化でHiCEP法の優位性は無くなっており、今後の展開について戦略を再検討する必要がある。
④成果の普及及び活用	A	19年度計画度通りの成果を挙げている。重粒子線のRBEの国際基準を提案する、という中期目標達成のために、国際協力をさらに推進することが望まれる。
C. 分子イメージング研究	S	新しいPET用プローブを開発し、アルツハイマー病の研究が進展した。
①腫瘍イメージング研究	A	重粒子線治療の一つの基盤となるものであり、順調に高い成果をあげている。
②精神・神経疾患イメージング研究	S	アルツハイマー病の研究が非常に高いレベルにある。
③分子プローブ・放射薬剤合成技術の研究開発	A	RI標識により高感度の分子プローブが開発された。
④次世代分子イメージング技術の研究開発	A	計画された研究が順調に進んでいる。
⑤成果の普及及び活用	A	国内外の研究施設とのネットワークが確立され、普及活動の場も整っている。
(2) 知的財産の権利化への組織的取組み強化	A	特許出願年平均25件以上という計画目標を達成しており、更に出願数が確実に増加している。



[2] 放射線安全・緊急被ばく医療研究領域		
(1) 放射線安全・緊急被ばく医療研究		
A. 放射線安全研究	A	より高度な研究に結びつけると同時に、更に科学的な啓蒙を進めて欲しい。
①放射線安全と放射線防護に関する規制科学研究	A	放射線疫学や統計解析に関する研究等は地道な研究だが着実に実施している。ダイアログセミナーの実施、書籍の編集など積極的な取り組みが評価される。
②低線量放射線影響年齢依存性研究	A	地道な研究の結果、年齢依存性に関する基礎的で重要な結果が得られた。
③放射線規制の根拠となる低線量放射線の生体影響機構研究	A	放射線適応応答の解析に資する実験系が生まれ、新たな知見も見出された。
④放射線安全・規制ニーズに対応する環境放射線影響研究	A	環境放射線影響の研究は、国民レベルで関心を持たれる重要な研究であり、啓蒙が重要である。
B. 緊急被ばく医療研究	B	放医研の重要プロジェクトとしての戦略を立ててほしい。
①高線量被ばくの診断及び治療に関する研究	A	19年度計画通り、着実な成果を挙げてきている。なお、被ばく医療の教育等と研究体制を両立させるために、放医研全体としての連携体制を整えるべきである。また、高線量被ばく治療法のデータベースを作る必要がある。
②放射線計測による線量評価に関する研究及びその応用	B	新しい測定方法の開発が進んでいるとは言えず、成果も十分とは言えない。放医研としては国民的な注目を浴びる重要な分野であることから、これまでの成果を再評価し、方向性を再検討する必要がある。
(2) 放射線に関する知的基盤の整備	A	放射線のリスクと安全性について、リスク・ベネフィットの観点から社会への情報発信をすべきである。
[3] 基盤技術の研究、共同研究、萌芽的研究・創成的研究		
A. 基盤技術の研究	A	19年度計画通り着実に成果を上げている。なお、他センターとの有機的な連携による次世代技術を開発すべきである。
B. 共同研究	A	共同研究の件数、機関数ともに着実に増加し、年度計画を上回っている。
C. 萌芽的研究・創成的研究	A	これまでの萌芽的研究の中から、オープンPETのような成果が得られた。今後は融合領域も考慮に入れ、新しい研究を創出する必要がある。
1-2. 研究成果の普及及び成果の活用の促進	A	原著論文数が大幅に増加し、19年度目標を達成した。また、特許出願数も目標を達成した。
2. 研究活動に関連するサービス		
[1] 施設及び設備の共用	A	共同利用の体制整備が整いつつある。広報活動をもっと積極的に進めてほしい。
[2] 人材育成	A	国内外の放射線専門家の育成目標を達成している。
[3] 国際協力および国内外の機関、大学等との連携の推進	A	外国からのポスドクの受け入れ、国際機関との連携はスムーズに行われている。
[4] 行政のために必要な業務	S	放医研の使命である緊急被ばく医療体制として、その全国的なネットワークを整備した。これらの業務を中心として、幅広く社会の必要に対応している。

III. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	(効率化) B	全体として中期計画通り進行している。研究費の不適切な使用について業務の改善を必要とする。
0-1. 一般管理費の削減、業務の効率化	A	一般管理費を6.2%削減しており、他の法人と比較してかなり絞り込んでいる。
0-2. 人件費削減	A	年度計画を達成するために臨時的に増員し、人件費は増加しているが、中期計画期間全体での削減目標を立てており、その目標に向かって実行中である。
0-3. 給与構造改革	A	目標通り見直しが行われている。
1. 研究組織の体制のあり方(公的研究費の不正使用などの防止に関する取組状況などについての評価を含む)	C	安全管理上の手続き等法令に定められた手続きの不備、研究費の不適切な使用等の問題があったため、研究組織の体制の改善が必要である。
2. 企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化	C	安全管理上の手続き等法令に定められた手続きの不備、研究費の不適切な使用等の問題があったため、組織運営、マネジメントの改善を検討する必要がある。
3. 効果的な評価の実施	B	研究については内部評価の体制が整えられた。ただし、研究費の不適切な使用の問題等があったため、業務の効率化や財務分析評価の適切性を確保するための改善が必要である。
4. 管理業務の効率化	C	安全管理上の手続き等法令に定められた手続きの不備、研究費の不適切な使用等の問題があったため、管理業務の適正化を強力に推進する必要がある。
5. 国際対応機能	A	継続的な努力がなされている。
6. 緊急被ばく医療業務の効率化・適正化	A	放医研の重要なミッションとして、空港対策、市民対応などを実施している。
7. 研究病院の活用と効率的運営	A	治療患者の受け入れ増加を図るなど努力が認められる。
8. 技術基盤の整備・発展	A	計画通り進められている。
9. 人事制度	B	時間配分等を研究者等の裁量に委ねる必要がある職種が多いため、職種によっては裁量労働制への早期の移行が望まれる。
10. 内部監査体制の充実・強化	C	内部監査を行う組織はあるが、研究費の不適切な使用等に対して、十分な内部監査が行われるべき。
IV. 財務内容の改善に関する事項	(財務内容の改善) B	研究費の不適切な使用等があったため、財務内容の改善を推進すべき。
1. 外部研究資金の獲得	A	前年を上回る外部資金の獲得があった。
2. 自己収入の充実	A	順調に充実が図られている。
3. 経費の効率化(随意契約の見直しの取組状況、市場化テストの導入等についての評価を含む)	C	随意契約を大幅に減らすことが出来た。しかし、研究費の不適切な使用等の問題があり、経費の効率的な運用を行っているとは言えない。
4. 資産の活用状況などについての評価	A	適切な資産運用が行われている。なお十分な余裕があるならば、投資等の資産運用について検討して良いのではないかと。
V. 予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途等	B	全体的には計画通り進行しているものの、研究費の不適切な使用等があったため、予算計画の見直しは必須である。
1. 予算、収支計画、資金計画	C	研究費の不適切な使用等があったため、予算計画を見直す必要がある。
2. 短期借入金の限度額	A	資金計画が適切である。
3. 剰余金の使途	A	適切に計画され、実施されている。病院剰余金を目的積立金とすることについては検討の余地があるのではないかと。

VI. そのほか業務運営に関する重要事項		B	事務手続き上の不備があった。
1. 施設、設備に関する長期計画		C	事務手続き上の不備があったため、次年度以降の計画に支障をきたしている。
2. 人員について		A	任期制フルタイム職員の活用について中長期的視点での評価が必要である。
3. 人事について		A	再雇用を含め、定年制について検討が必要である。

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人放射線医学総合研究所

評価項目	評価結果	備考（実績等）
<b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価</b>		
1 契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程、及び随意契約の見直し計画が適切に整備されている。ただし、随意契約にせざるを得ないものについては、具体的に指定した方が良い。	契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類については、会計規程及び契約事務取扱要領等により整備している。また、契約事務取扱要領については、規程を改正し、随意契約情報及び一般競争入札案件も含めた契約情報を公表した。さらに随意契約によることのできる限度額を国の基準まで引き下げる改正を行った。
2 契約の適正実施確保のための取組（※1）についての評価	内部審査体制、外部審査体制、監事監査体制は整備されており、契約の適正実施確保に必要な体制となっている。ただし、研究費の不適切な使用等の問題があったことを踏まえ、これが適切に実施されるように今後とも一層の業務改善が必要である。	契約事務の適正実施確保のため、内部審査体制（会計規程に基づく契約審査委員会及び所内決裁）や監事監査体制（監査実施計画に基づく定期・臨時監査）を整備、運用している。
3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	（本年度の独法評価委員会にて評価済みの事項 ※）  随意契約を大幅に減らすことができた。しかし、研究費の不適切な使用等の問題があり、経費の効率的な運用を行っているとは言えない。	（業務実績報告書P87 実績欄） ・政府の基本方針に従って、一般競争入札の範囲拡大のため随意契約可能限度額を政府に提出した「随意契約見直し計画」に沿って国の基準まで引き下げる規程類の改正を行った。 ・随意契約削減の一環として随契基準の厳格適用を実施し、原則入札を更に徹底した。 ・今年度から随意契約情報のホームページ公表を開始した。 ・更なる予定価格の適正化を追求するため新たな予定価格積算法を試験的に導入し、実施に移した。
<b>II 個々の契約に係る評価</b>		
監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約（※2）に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	監事によるチェックプロセス及び第三者によるチェックプロセスは適切と評価できる。また、関連公益法人との随意契約及び落札率の高い契約については、当該プロセスに則って適切に行われている。	監事による個々の契約のチェックプロセスについては、契約における競争性・透明性の確保の観点から定期・臨時監査として一括して適切に行われており、これまで予定価格の設定方法、落札率1事案への対応等について適切なチェックがなされている。 第三者による個々の契約のチェックプロセスについては、会計検査院による会計実地検査において、契約方式、契約額等の適正性について一括して適切に検査が行われている。

※ 斜体部分はずで提出している評価書に記載している事項

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応募者が1者のみの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。